

## 温暖化対策税制に関する生協の考え方

日本生活協同組合連合会

### I. はじめに

日本生活協同組合連合会は、全国の617の単位生協や生協の事業連合会、都道府県単位の連合会が加盟する、生協の連合会です。生協は自発的な消費者の組織であり、加入・脱退も個人の任意により行なわれます。

生協には、地域で食品等の生活必需品の供給を行なう地域生協のほか、大学生協や医療生協、住宅生協などの生協があり、現在、生協に加入している組合員は約2100万人、総事業高は約3兆3000億円に上ります。このうち地域生協だけでも1500万人以上の組合員が生協に加入しており、全世帯の30%以上をカバーする規模となっています。

生協は、従来から環境問題に積極的に取り組んできており、組合員参加の環境保全活動や、生協の事業における環境負荷削減の取り組みなど、様々な角度から環境対策を進めております。例えば、生協では容器包装を中心としたリサイクル活動を積極的におこなっていますが、生協の回収量は容器包装のボランティア回収としては国内最大と推定されています。2000年度の上位100生協の実績では、飲料の紙パックで6845トン、食品トレイでは1730トンと国内の回収量の約20%を占めています。

近年は、地球温暖化問題が人類社会にきわめて深刻な影響を与えることが危惧されており、生協としても重大な関心を持ちつつ、生協の事業における温室効果ガスの排出削減に向けた努力をしているところです。その一環として、多くの生協がISO14001の規格に基づく環境マネジメントシステムを導入し、数値管理を強化しながら、CO<sub>2</sub>等の排出量削減に向けた対策に真剣に取り組んでいます。しかし、生協の事業活動から排出されるCO<sub>2</sub>の絶対量は、事業規模の拡大に伴う電気使用量の増加などにより、この数年微増傾向にあり、温暖化対策は個別の組織による取り組みでは、大変困難な課題であることを実感しているところです。

近年の報告では、民生部門・運輸部門からの温室効果ガス排出量の伸びが大きいとされており、特に民生部門については、生協は事業面でも、消費者の暮らしの面でも、深い関わりを持っていることから、今後も、さらに効果的な温

暖化対策の取組みを強化する必要があると考えているところです。

## II．地球温暖化対策税制について

地球温暖化の問題は、すべての経済主体が汚染者であり被害者であると同時に、その問題解決に要する社会的コストの負担者でもある、と考えることが必要です。その上で、すべての人が地球温暖化防止を自らの問題としてとらえ、問題解決に向けて責任を分担することが必要です。

わが国でも京都議定書の批准に向けた準備が進んでいますが、その内容を実現するためには、抜本的な社会システムの変革が必要であると考えます。

近年、環境問題解決の手法として環境税制の論議が高まっていますが、生協での環境活動の経験からみても、社会教育だけでは温室効果ガス排出量の削減は困難であり、社会制度面から実効性のある対策を行なうことは避けて通れないと考えています。

生協では、税財政のグリーン化や環境税の導入が環境保全型社会の形成に、決定的な役割を果たすものであると認識しており、積極的な検討が必要であると考えます。

しかし一方では、政府による温暖化対策の検討や施策が省庁間で横断的、統一的に行なわれていないなど、従来から指摘される縦割り行政の弊害が、わが国の地球温暖化への対応を遅らせているとの厳しい評価や、消費税をはじめ税財政のあり方に対する強い不信感が、生協の組合員の間にあることも事実です。この点は、単に生協内部だけに限らず、多くの国民に共通する問題意識であろうと思われま

す。温暖化対策の推進には消費者の理解と一致した協力が不可欠です。その点では、地球温暖化問題の実態や、わが国の温暖化対策の実施状況、各国の温暖化対策や環境税制の状況などを分かりやすく広報して、国民的な理解を広めることも重要です。

温暖化対策税制について国民の理解を得るためには、消費者が納得できることが必要です。納得性のある温暖化対策税制構築の論議を進めるために、消費者の立場から以下のような事項について配慮、検討が必要であると考えます。

### 1．税制論議の前提について

「はじめに新税ありき」の発想に陥らないように留意が必要です。確実な温暖化対策と税制全体のグリーン化を、並行して追求する必要があると考えます。

政府の「地球温暖化対策推進大綱」等の完全実施なくして、税制論議だけが

先行しても国民の理解は得られません。温暖化対策には、税制の検討とともに、「大綱」等の確実な実施が必要です。

検討されるべき税制は、温暖化対策と経済の発展が調和し、人々と自然環境の豊かな関係づくりに資するものであることが望まれます。持続可能な循環型社会へと転換していくという考え方を基礎に、国民各層の議論への参加を保証して、公平な制度作りを行なうことが必要です。

## 2．消費者の目線での税制論議が必要です

消費者が抱く税財政への強烈な不信感を払拭することが、国民の温暖化対策税制への理解を得るための前提となります。制度の検討にあたっては、公平性ととともに透明性の確保に最大の努力を払うことが必要です。また、温暖化対策税が、逼迫する国の財政を補填する財源とされてはならないと考えます。温暖化防止を実現するために導入する税であることを、国民に明確に示すことが必要です。

## 3．温暖化対策税制の温暖化防止への寄与が、明らかに示されることが必要です。また、税財政全体のグリーン化にも強い姿勢で取り組むことが必要です。

温暖化対策税制は、現実には地球温暖化防止のために効果的であることが肝要です。温暖化防止に十分な効果のない温暖化対策税の導入であっては、国民の税制に対する不信感は一層高まることとなります。温暖化対策税制の検討は、温暖化防止効果が最大化するよう、科学的な根拠に基づいて行なわれるべきです。

また経済社会のあり方を、地球環境と共生可能なものに作り変えるという視点を明確にして、広く税財政のグリーン化についての検討を進めるべきです。そのためには、道路特定財源などに代表される硬直的な財政システムにも、踏み込んでいくことが不可欠です。環境行政が既得権益に踏み込むことなく、単に取りやすい部分から取るという税制では、国民の理解は得られないと考えます。

## 4．国民の自主性の尊重と、消費者行動を通じて社会経済システムが環境保全型に移行するような工夫が必要です。

温暖化対策税制は、産業活動による環境負荷削減に直接的な効果をもつものであるとともに、人々がその選択権を行使し、環境保全型の消費行動をとることが可能となる仕組みであることが重要です。

そのためには、自主的に環境負荷を減らす行動を選択する人がメリットを享受できるような、インセンティブ効果の強い税制であるとともに、環境負荷を

減らそうとする消費行動に応えられる製品・サービスの提供が、競って行われる状況が生まれる制度であることが必要です。

とくに、民生部門におけるCO<sub>2</sub>排出量削減のためには、消費者が省エネ型製品を進んで選択できる条件の整備や、そうした選択を可能にする技術あるいは製品開発に対する思い切った優遇措置が導入されることが重要です。

十分なインセンティブと選択権が保障されず、国民に一方的な負担感を押し付ける、現行の消費税のような制度ではなく、環境負荷削減の努力が評価、促進される税制が必要であると考えます。

また、温暖化対策税は、人々の環境保全意識の高揚や、環境保全型の行動を促すような、社会経済システムづくりに活用される税とすべきです。

#### 5．エネルギー分野を環境保全型に変える税制であることが必要です

エネルギー転換部門は巨大な温室効果ガス排出源であり、効果的な温暖化対策が必要です。エネルギーの安定供給に配慮しつつ、より環境負荷の小さいエネルギー利用の促進を税制面から支援することも必要です。既存エネルギーのクリーン化とともに、再生可能エネルギー利用技術の開発と普及の促進に寄与する税制を検討すべきです。

原子力発電は、CO<sub>2</sub>の排出がなく、温暖化対策への有効性が主張されていますが、地球温暖化以外の面での環境負荷や社会的コストが極めて大きいだけでなく、安全保障面からの不安要因にもなりやすいと考えます。他のエネルギーと比較して、税制面で優位とならないように留意が必要です。

#### 6．税の社会的弱者への影響についても配慮が必要です

炭素税・エネルギー税の形での温暖化対策税の導入を検討する場合には、寒冷地などでエネルギー消費が不可欠となる人々や、社会的弱者の利益に配慮することが必要です。

新たな税制の所得に対する逆進性がどのように生じるかについては、詳細に検討する必要があります。固定的に必要なエネルギー使用、特に暖房など生活維持に必要な燃料等への課税については、十分な配慮が必要です。

以上